

総合的な治水対策の推進体制(案) について

これまでの我が国の治水対策は、河道拡幅等の河川改修等により、流域に降った雨水を川に集めて、海まで早く安全に流すことを基本として行われてきた。しかし、都市化の進展に伴う流出量の増大、氾濫の危険性の高い低平地などへの人口・資産の集積、市街地での河道拡幅の難しさの増大、さらには近年頻発する集中豪雨による極めて大規模な洪水氾濫の危険性の拡大など、通常の河川改修による対応に限界を生ずるようになってきている。

このようなことから、従来の河川改修や洪水調節施設の整備等を基本とする「河川対策」と合わせて、流域内の保水・貯留機能の確保等の「流域対策」及び水害が発生した場合でも被害を小さくする「減災対策」を組み合わせた「総合的な治水対策」を推進することが、極めて重要となっている。

この内「流域対策」及び「減災対策」は県と流域の各市(以下、「流域市」という。)が協力して進める必要があることから、「流域対策」及び「減災対策」の基本理念を明らかにし、武庫川流域において「流域対策」及び「減災対策」の推進のため、県と流域市が共同で取り組む方策を定め、もって河川管理者が行う「河川対策」を含めた「総合的な治水対策」を推進するための「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」を制定する。

また、この要綱に基づき、県及び流域市によって設置される「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」において、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」を策定し、「流域対策」及び「減災対策」を推進する。

武庫川流域における総合的な治水対策の推進イメージ

